

安中市立東横野小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 趣 旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張できるようにする必要がある。学校が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するために、本方針を定める。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 東横野小学校いじめ問題対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任の代表、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長、東横野地区代表区長、民生児童委員、公民館長、東横野駐在(巡査)、保護司等
※必要に応じて、学校基本方針に基づくいじめ防止の年間の取組の実施・進捗状況の確認、評価と検証を行う。

(2) 校内いじめ対策委員会

(本会議) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係職員(SCやSSWを含む)により組織し、実際のいじめ問題の対策を行う。
また、学校のいじめ対策を機動的なものにするため、本会議の下に実務部会を置く。
(実務部会) 校長、教頭、生徒指導主任で構成し、必要に応じて関係職員を加えることができる。

4 いじめ防止のための取組

- (1) わかる授業作り、すべての児童が参加・活躍できる授業作りを進める。
- (2) 学校における生活規律、授業規律の確立を図る。
- (3) 学校生活全般を通じて人権感覚・人権意識の高揚を図る。インターネット等を通じて行われているいじめに関するモラル教育を行う。
- (4) 児童主体の仲間作り活動を積極的に行う。縦割り班活動など、異年齢集団の活動を活用する。
- (5) 学級活動及び道徳の中に、いじめに関する主題を取り入れ、計画的に実践する。

5 いじめ早期発見のための取組

- (1) いじめにつながる行為を見逃さず、常に情報を共有する。すべての教職員が児童の様子の細かい観察に努めるとともに、気になる事案があれば生徒指導主任に報告するとともに記

録を残し、職員間で情報の共有を図る。

- (2) 毎月1回のいじめアンケートを実施する。
- (3) SOSの出し方及びSOSの受け止め方に関する教育を行うとともに、いつでも児童や保護者からの相談に応じられる体制を確立する。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図る。
- (4) 保護者や地域との連携を図る。

6 いじめに対する対応

- いじめと見られる行為を認めた時、またはいじめの相談を受けた時は、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとり、事実の有無の確認をする。
- いじめと確認された時は、いじめられた児童・知らせた児童の安全を確保した上で、学校全体で情報共有を図り、校内いじめ対策委員会（本会議・実務部会）を開き、指導にあたる。また、該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、事態の解決を図る。
- 必要に応じて、市教育委員会および東横野小学校いじめ問題対策委員会等の関係機関と連携をとる。
- いじめの再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。以下のようなケースが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 いじめ対策に関する評価

- (1) 学校評価等にいじめ対策に関する項目を位置づけ、取組みの検証を行い、改善に努める。
- (2) 学校だより等を通じて、評価結果の公表に努める。

令和7年度

いじめ防止活動年間計画

東横野小学校

月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	○学年間の情報交換 ○いじめ防止基本方針の検討会（生徒指導委員会） ○「いじめ防止活動年間計画の作成」 ○「いじめ防止基本方針」の共通理解（職員会議） ○1年生へいじめ防止ファイルの配布 ○「学校生活アンケート」の実施（毎月）	○学級開き、人間関係作り、学級のルール作り（学級活動等） ○いじめ防止啓発ポスター掲示 ○1年生を迎える会→仲良く助け合って学校生活が送れるようにする。 ○1年生いじめ防止ファイルの理解	○保護者へのいじめ対策の説明と啓発（学級だより等） ○1年生保護者へいじめ防止ファイルの説明
5	○5月面談の実施 ○修学旅行を通した人間関係作り（6年） ○児童の情報交換（職員会議）	○春の「いじめ防止強化月間」に関わるのぼり旗の設置 ○修学旅行を通した人間関係作り（6年）	○保護者との情報交換（5月面談）
6	○積極的な生徒指導の充実（分かる授業・縦割り班活動） ○児童の情報交換（職員会議）	○学級の振り返り（学級活動） ○縦割り班活動（遊び） ○いじめ防止の話し合い（代表委員会）	○学級懇談会での学級の様子報告
7	○学校評価の実施（児童・保護者の意見等） ○1学期の児童の情報交換のまとめ（生徒指導委員会）	○学校評価の実施 ○縦割り班活動（遊び） ○いじめ防止フォーラム	○学校評価の実施
8	○夏休み中の児童の情報交換（職員会議） ○いじめ問題の研修会	○いじめ防止ポスターの作成	○学校評価を受け、今後の方針等を周知
9	○修学旅行を通した人間関係作り（1～4年） ○児童の情報交換（職員会議）	○修学旅行を通した人間関係作り（1～4年）	
10	○運動会を通した人間関係作り ○宿泊学習を通した人間関係作り（5年） ○児童の情報交換（職員会議）	○運動会を通した人間関係作り ○宿泊学習を通した人間関係作り（5年）	○運動会で児童の活躍の様子を参観してもらう
11	○学校行事を通した人間関係作りの振り返り ○教育相談の実施 ○児童の情報交換（職員会議）	○「学級をよりよくするために」の話し合い（学級の充実） ○縦割り班活動（遊び）	○教育相談の実施 ○学級懇談会での学級の様子報告 ○教育相談会で担任へ困りごと等の相談

月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
1 2	○人権週間への取り組み ○学校評価の実施（児童・保護者の意見等） ○児童の情報交換（職員会議） ○2学期の児童の情報交換のまとめ（生徒指導委員会）	○人権について考える。（ビデオの視聴・感想、人権標語の作成等） ○学校評価の実施 ○市いじめ防止こども会議へ向けての話し合い（代表委員会） ○冬の「いじめ防止強化月間」に関わるのぼり旗の設置	○学校評価の実施 ○東横野小の人権学習強調月間の取り組みの目的、内容や成果等のお知らせ
1	○冬休み中の児童の情報交換（職員会議） ○児童の情報交換（職員会議）	○縦割り班活動（遊び） ○市いじめ防止こども会議参加	○学校評価を受け、今後の方針等を周知
2	○学校経営評価からの課題・解決策の検討（職員会議） ○児童の情報交換（職員会議）	○6年生を送る会の企画・運営（6年生への感謝の気持ちを伝える） ○縦割り班活動（遊び） ○いじめ防止会議の伝達	
3	○1年間の児童の情報交換のまとめ（生徒指導委員会）	○児童会による1年間の活動の振り返り	